平成２８年（フ）第４０８号
神戸市灘区琵琶町３丁目７番５号
破産者　株式会社ＰＡＬ　ＤＥＳＩＧＮ
1　決定年月日　平成29年２月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６０号
大分県宇佐市大字長洲4258番地の１
破産者　有限会社ヨネマルフーズ
1　決定年月日　平成29年２月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１８０号
新潟市東区桃山町２丁目119番地
破産者　中野食品工業株式会社
1　決定年月日　平成29年２月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４１９号
兵庫県西宮市生瀬高台22番15号、従前の本店所在地神戸市北区幸陽町２丁目６番地の14
破産者　株式会社バードインターナショナル
1　決定年月日　平成29年２月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第３４４号
北九州市小倉南区南方１丁目10番２―202号
破産者　濱口　善晴
1　決定年月日　平成29年２月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第４９３９号
大阪市天王寺区上汐４丁目５番16号　ツチヤビル201号
破産者　中出　孝広
1　決定年月日　平成29年２月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１９６号
大阪市阿倍野区天王寺町北３丁目６番３―705号
破産者　れんげ美容室こと　沼澤記美子
1　決定年月日　平成29年２月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３０６号
兵庫県三木市大塚２丁目３番45号　県住４棟113号、開始決定時の住所兵庫県三木市緑が丘町西２丁目５番地の29
破産者　佐野　貴子
1　決定年月日　平成29年２月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９１号
兵庫県宝塚市口谷西３丁目30番地の２メゾンマリーゴールド203、開始決定時の住所兵庫県宝塚市口谷東１丁目18番２号
破産者　ダイニングナチュレこと　山本　幸一
1　決定年月日　平成29年２月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第１５６号
兵庫県宝塚市伊子志４丁目２番60―415号、前住所大阪府大阪市西淀川区歌島３丁目３番41号
破産者　舩石　　渉
1　決定年月日　平成29年２月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第８０号
愛媛県松山市余戸中３丁目10番35号　レジデンス余戸303号
破産者　河野　篤志
1　決定年月日　平成29年２月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５７号
福岡市西区生松台２丁目40番７号、前住所福岡県久留米市御井町1647番地２
破産者　江口　志郎
1　決定年月日　平成29年２月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第５８号
福岡市西区生松台２丁目40番７号、前住所福岡県久留米市御井町1647番地２
破産者　江口　慶子
1　決定年月日　平成29年２月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第６１号
大分県宇佐市大字長洲4258番地の２
破産者　網中　福二
1　決定年月日　平成29年２月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２８年（フ）第７７号
北海道苫小牧市豊川町４丁目12番８号
破産者　石浦　秀之
1　決定年月日　平成29年２月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第１４号
岩手県北上市和賀町竪川目１地割113番地26
破産者　米沢　暢晃
1　決定年月日　平成29年２月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２７年（フ）第１８１号
新潟市東区新川町30番地23
破産者　中野　　貞
1　決定年月日　平成29年２月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部